

官報

号外 平成十二年五月三十日

○第百四十七回 衆議院会議録 第三十八号

平成十二年五月三十日(火曜日)

議事日程 第三十四号

平成十二年五月三十日

午後一時開議

第一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員小淵恵三君逝去につき弔詞を贈呈することとし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議) 村山富市君の故議員小淵恵三君に対する追悼演説

戦争決別宣言決議案(池田行彦君外五名提出)

日程第一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時四分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

平岡贈呈の件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

議員小淵恵三君は、去る十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、小淵恵三君に対し、弔詞を贈呈いたしたいと存じます。弔詞は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

前内閣総理大臣自由民主党総裁衆議院議員正二位大勲位小淵恵三君は、多年憲政のために尽力し特に院議をもってその功労を表彰されしは、内閣総理大臣の重責をにない変革期の多難な国政を統理されました。

君は、終始経済の再生に心を傾け、世界の平和と安定に力をいたし、国民生活の充実と我が

国の国際社会における地位向上に貢献されました。その功績はまことに偉大であります。衆議院は君の長逝を哀悼しつつ弔詞をさげます。

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

故議員小淵恵三君に対する追悼演説

○議長(伊藤宗一郎君) この際、弔意を表するため、村山富市君から発言を求められております。これを許します。村山富市君。

〔村山富市君登壇〕

○村山富市君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員、前内閣総理大臣小淵恵三君は、去る五月十四日、順天堂大学附属順天堂医院において逝去されました。

君は、去る四月一日、与党党首会談の後、突然体調の不良を訴えられ、そのまま順天堂医院に緊急入院し、御家族を初め医師団一体となった看護もむなし、全国民の回復への願いもかなわず、六十二歳という若さでその生涯を閉じ、不帰の客となられました。

君を失ったことは、本院にとっても、我が国にとっても惜しみて余りある痛恨のきわみであります。

君の御遺体が御自宅に向かう途中、国会や自民党本部、首相官邸前を通り抜けたとき、永田町はにわかには激しい雷雨に襲われました。道半ばにして倒れた君を思うとき、雷鳴は君の悲痛の叫びであり、驟雨は君の無念の涙であったと思えてなりません。君の不運への天の深い慟哭でもあったのでありましょう。

ここに、私は、皆様の御同意をいただき、議員一同を代表し、ありし日の君の面影をしのび、謹んで哀悼の意を表し、追悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

小淵恵三君は、昭和十二年六月、群馬県吾妻郡中之条町において、製糸業を営み、その後衆議院議員となられた父光平氏と母ちよさんの次男として呱呱の声を上げられました。地元の中条の小学校、そして学習院中等科を経て、都立北高校卒業後、昭和三十三年に早稲田大学文学部英文学科に入学を果たされました。

ちょうどこの年、五月の総選挙で、父光平氏が昭和二十四年以来六年ぶりに返り咲きを果たし、小淵家は当選と入学という二重の喜びに包まれたのであります。

しかし、その喜びもつかの間、父君が卒然と世を去られたのであります。享年五十四歳、再選を果たしてわずか三カ月のことでありました。徒手空拳で身を起し、政治家としてもまさにこれくらいというときでありました。

父君の突然の死に直面した悲しみの中から、「この時の父の気持ちを思うと、政治家になって父の無念を晴らし、父を当選させてくれた地元に戻しをしなければ」と、君は、父君の志を継ぐべく政治家への道を決意したのであります。

大学では、政治を志す者として雄弁会に入り、議員の職務に備えて合気道とボディービルを習い、書や詩吟をたしなみ、多忙な学生生活を送る一方、昭和三十四年には、地元にて吾妻青年政治研究会を設立、中之条町の青年を集め、ともに政治を語り、地域とのきずなを深めてまいりました。

昭和三十七年、大学卒業後、さらに政治の勉強

を続けるため、大学院政治学研究科に進学をされました。そして、大学院在学中、「これからの政治家は世界を知らなくてはだめだ」との思いから、三十八年一月、単身、トランク一つで旅に出たのであります。当時、まだ米国の統治下にあった沖縄を皮切りに、何と三十八カ国を訪れたのであります。

この旅行のハイライトは、ワシントンでロバート・ケネディ司法長官との面会を果たしたことであります。一介の学生に快く会ってくれたことに感激し、「分け隔てなく多くの人に会わなければ」と、生涯を通じた庶民派小淵の原点となったのであります。

待ち望んだ衆議院の解散はその年の十月、総選挙は十一月二十一日と決まり、君は、福田、中曽根元総理、社会党の現職二人という強豪を相手に群馬三区から立候補し、激しい選挙戦を戦い抜いて、二十六歳の最年少で見事に初陣を飾ったのであります。憲政史上にもまれな学生代議士の誕生でもありました。(拍手)

こうして本院に議席を得られた君は、有権者の力強い支持と信頼を得て、当選すること連続十二回、実に在職三十六年九カ月に及び、本院においては、大蔵委員長、安全保障特別委員長、予算委員長を歴任し、自由民主党にあっては、青年部長、国会対策副委員長、幹事長、副総裁の要職につかれ、議会や党の政策立案と運営に多大な尽力をされたのであります。

また、内閣にあっては、昭和五十四年十一月には大平内閣の総理府総務長官・沖縄開発庁長官として初入閣を果たされました。時に小淵恵三、四十二歳の若さでありました。

さらに、昭和六十二年十一月、竹下内閣が発足するや官房長官に就任。君は、持ち前の気配りと人柄のよさで、与野党問わず、陳情や要望に耳を傾け、「千客万来」、「開かれた官邸を目指す総理の期待に見事にこたえたのであります。

竹下内閣に課せられた最大の課題であった税制改革、消費税の導入に尽力するとともに、竹下総理の政治哲学でもあるふるさと創生に腐心され、政府関係機関の地方移転が実現したのも大きな功績でありました。

また、昭和と平成の橋渡しという歴史的な大役を果たされました。

昭和天皇の崩御に対する深い悲しみと新しい時代に向けた期待感が混在する中で、官房長官として、「新しい元号は平成であります」と発表されたときの映像は、すべての国民の記憶に深く刻み込まれております。

君は、「平成長官」、「平成のおじさん」と親愛を込めた愛称で、国民から親しまれてきました。この橋渡しが、次代を担う政治家として、小淵恵三君を国民に深くアピールする契機となったのであります。

その後、橋本内閣において外務大臣に就任され、今までの積極的議員外交の集大成として、みずから各国との友好関係の樹立に多大な功績を残されました。

中でも、対人地雷全面禁止条約の締結に当たっては、アメリカなどの強い反対と官僚の抵抗にもかかわらず、外務大臣としてのリーダーシップを発揮され、この条約に敢然と署名をされ、我が国の平和への強い決意を世界に示すことができたのであります。(拍手)

このことは、平和を何よりも愛し、人類愛に燃えた政治家小淵恵三君の特筆すべき決断でありました。

そして、平成十年七月三十日、橋本政権を引き継ぎ、第八十四代内閣総理大臣の重責を担うことになったのであります。

君は、総理としての初の所信表明演説で、「我が国の直面する重大な事態を直視するとき、今日の勇気なくして明日の我が身はないとの感を強くいたしております。全身全霊を打ち込んで国政に取り組んでまいります」と決意を述べられました。

時あたかも、日本経済は深刻な不況に見舞われ、金融システムも不安に覆われ、他方で、多額の累積債務を抱えて、経済の再建が財政の立て直し、厳しい選択を迫られておりました。

君は、まず、喫緊の課題として経済再生を旗印に掲げ、二兎を追う者は一兎をも得ずと、終始一貫揺るぎない信念を持って、経済再建に心血を注がれたのであります。

また、中央省庁改革、地方分権、情報公開、北方領土問題の解決を含む日ロ平和条約交渉の促進など、内外に山積する政治課題にも果敢に取り組んでこられました。

さらには、二十一世紀の日本のあるべき姿を見据えつつ、輝ける未来の人材を育てるための教育立国、科学技術立国の実現に心を砕かれました。

さらに、業績の中で特筆すべきは、我が国でサミットを開くに当たって、開催地を沖縄に決めたことでもあります。

京でも大阪、京都でもよかった。むしろ、東京から遠く離れ、今なお生活・産業基盤の整備がおくれている沖縄は避けるべきだという意見も当然あったはずですが、ところが、君は毅然として、サミットの開催地を酷暑の沖縄に決断したのであります。

思えば、この沖縄サミットに、君の政治家としての誠実さが象徴的にあらわれています。君は、学生時代から何度も沖縄に足を運び、本土防衛のために二十三人が犠牲となり、戦後は、アメリカの施政権のもとに、本土から切り離され、苦しい中で本土復帰を訴えた姿を目の当たりにして、沖縄への思いを心に刻みつけたと聞いています。

革新が、日米安保反対、沖縄の本土復帰を訴えて大規模なデモを組織した一九六〇年前後、君は保守の側で沖縄文化協会をつくり、沖縄問題への取り組みを始めていたのであります。

サミット開催に当たって無難を大事にするなら、若いころからの思いに目をつぶることでした。だが、やすきにつくため信念をあいまいにし、沖縄の人々の痛みを無視することは、君には到底できない相談でした。だから、困難を承知で、あえて沖縄サミットに踏み切ったのです。その熱い思いが沖縄の人々をどれほど勇気づけているかは、立場こそ違え、長年沖縄問題に取り組んできた私には痛いほどわかります。(拍手)

七月二十一日から二十三日にかけて沖縄を訪れる先進国の首脳たちは、亜熱帯の美しい海、高い空、濃い緑、それに豊かな文化と人々の優しい人情に目をみはることでしよう。多くのマスコミが沖縄を全世界に報道することで、工業国の印象が強い日本が実は多様な歴史と文化を持った国であ

ることを、改めて認識し直すに違いありません。そして、あの美しい沖縄で苛烈な戦いがあつた歴史に思いをはせるとき、世界の平和に重要な責任を有している先進国の首脳たちは、平和のたつとさを改めて心に刻むはずで。

君は、早稲田大学雄弁会に属していたが、決して多弁ではなかった。でも、朴訥な語りは、人々の心にしみ込む独特な説得力があつた。もしも君が沖縄サミットを主催していたら、ホスト国の首相にもかかわらず、かなり控え目に沖縄を語つたことであらう。だが、君ならそれで十分だった。君の含意を帯びた語りは、何物にも増して説得力を持ち、君は存在そのものが雄弁だった。そんな君の姿を見ながら、多くの国民は沖縄の痛みを改めて自分の痛みと感じたに違いない。

今となってはかなわぬ夢となつてしまいましたが、沖縄に集まる首脳たちの輪の真中に、どうしても君にいてほしかった。この沖縄サミットだけは君の手で完結させてほしかった。それが、悔やんでも悔やみ切れない思いとなつて、私の心に大きなひっかかりとなつていくのです。(拍手)

今日、二十一世紀を目前に控え、我が国は、急速な少子高齢化、情報化、国際化が進展する中で、大きな変革期に直面しています。君は、「この国のあるべき姿として、経済的な繁栄にとどまらず、国際社会の中で信頼されるような国、いわば富国強國国家を目指すべきものと考えており、その先頭に立って死力を尽くしてまいりたい」と、その理念を熱く語っておられました。政府・与党の最高指導者として、全身全霊を込めて国内外の重要課題の解決に当たってこられたこと

は、私も同様議員はもとより、全国民のひとしく認めるべきであります。(拍手)

思えば、この一年八月、座右の銘とした「一日一生涯」をそのままに、国家国民に対する旺盛な責任感、厳しい自制と献身の姿を貫き続けてこられたのであります。

君は、若いころから人一倍の読書家で、ある雑誌の対談の中で、政治家になつていなかったら太宰治の研究者になつていたかもしれないと語っていました。

また、休日には、御家族とともに音楽に耳を傾け、時には美術館にも足を運ばれたようでございます。政治家小淵恵三という人間の持つ味わいや深さは、こうした文化、芸術に対する深い造詣があつたからだと思ひます。

君は、寅さん映画が大好きで、ファンクラブ第一号を自慢し、最愛の千鶴子夫人と一緒によく見に行かれたと聞いております。若いころ、世界を旅しながら、四百通にも達するラブレターで結ばれた君の愛妻ぶりは広く知られ、昨年四月、総理就任後初めての結婚記念日には、公務の合間を縫って、御夫妻で食事と映画鑑賞を楽しまれたとのことでもあります。

また、イラストレーターとして活躍されている長女小淵さんのお父さんの贈られるベスト・娘は大変かわい、掌中の玉だよと目を細め、また、外遊の際には、次女の優子さんを常に傍らに置いていました。

各界のすてきな父さんに贈られるベスト・ファーザー賞を受賞したのも、そうした家族を大事にする姿が評価されたものだと思います。

このような君の人間味あふれる一面を知ることが、改めて強い感銘を覚えるのであります。

人は君を、「人柄の小淵」、「気配りの小淵」と呼びましたが、私が総理在任中も、家内の体の弱いことを心配され、奥様がお見立てのカーディガンをわざわざお持ちくださったことがありました。そのときのさりげないお心遣いは、そのカーディガンの暖かい手ざわりとともに、今でも私と妻の心に感動として残っております。(拍手)

人の立場に立って、人の苦労や気持ちの思いやることのできる、まさに配慮の人でありました。昭和三十八年の初当選以来、福田、中曽根元総理と議席を争つた厳しい選挙区環境がつくり出した庶民的な「人柄の小淵」は、総理になつてからも何ら変わることはありませんでした。

昨年、ブッチホンという流行語大賞に選ばれたほど、常に市井の声に耳を傾け、国民と同じ目線で物事を見る屈託のない姿勢は、国民の共感するところでございます。

君がよく愛唱した高村光太郎の牛は随分強情だけれどもむやみとは争はない争はなければならぬ時しか争はないふだんはすべてをただ聞いてゐるそして自分の仕事をしてゐる生命をくだいて力を出す君の人生はまさにこの詩のごとくでありました。君の人柄について語るとき、いつも謙虚であらうとした君の姿勢について触れないわけにはいきません。

みずから凡人であることを片時も忘れないよう心がけておられました。それは、口に出せば簡単ですが、凡人にはなかなかできないことであります。いかなる地位にあつても偉ぶらず、常に謙虚で目線を低く生きる、そして凡人だから懸命に努力する、そうした姿勢が凡庸に見えて非凡という境地を開かれたのであります。(拍手)

その牛にも似た、地道で人知れぬ努力があつたからこそ、一國の指導者にまで上り詰めたのであります。

もはやこの議場に君の温容を目にすることはできません。耳を澄ませば、今も、力強い中にも優しさのこもった声が聞こえてくるではありませんか。

小淵君、君に課せられた宰相という厳しい重責は、君に一刻の休息も許しませんでした。本当に御苦労さまでした。

激動の時代に当たり、日本の進路について新たな選択と対応が迫られているのとき、君のような、将来を見据え、信念を持って進む政治家がこの世を去られたことに、私は今言葉では言い尽くせない深い深い悲しさと寂しさを覚えるものであります。

また、何とか意識を取り戻してほしいと、かわるがわる声をかけ、手足をさすりながら懸命に励まし続けた御家族の心情をお察するときに、一層の痛惜の念を禁じ得ないのであります。

小淵君、願わくは、この国の未来に明るさと希望を与え、世界の将来に平和と繁栄を築かんがために呻吟しながら努力する我々を、そして最愛の御家族を、温かく励まし、見守ってください。

ここに、ありし日の小淵恵三君の面影をしのぶとともに、その御功績をたたえ、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。
(拍手)

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

池田行彦君外五名提出、戦争決別宣言決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、日程第一に先立ち追加されました。

戦争決別宣言決議案(池田行彦君外五名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 戦争決別宣言決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。池田行彦君。

戦争決別宣言決議案

(本号末尾に掲載)

(池田行彦君登壇)

○池田行彦君 私は、自由民主党、公明党・改革

クラブ及び保守党を代表いたしまして、ただいま議題となりました戦争決別宣言決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

戦争決別宣言決議案

二十世紀を顧みると、人類は二度の大戦はじめて多くの戦争により言語に絶する惨禍を被り、冷戦終結後十年を経た今日にあっても続発する武力衝突や核、ミサイル等の大量破壊兵器の開発、拡散が憂慮されている。

今、二十一世紀を迎えるに当たり、日本はじめ各国は、過去の戦争の傷跡や新たな武力の脅威に対し、人類の最大の願いである国際平和の実現への決意を新たにし、戦争の惨害から将来の世代を救わねばならない。

「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を踏まえ、唯一の被爆体験を持つわが国は、日本国憲法に掲げる恒久平和の理念の下、歴史の教訓に学び、国際平和への貢献に最大限努力するとともに、九州・沖縄サミットを契機に、日本はじめ各国が国家間の対立や紛争を平和的な手段によって解決し、戦争を絶対に取り止めるべきことについて、世界に向け強く訴えるものである。

右決議する。

以上であります。

さきの大戦で唯一の地上戦を経験し、多数の国民のとうとい命が犠牲になり、筆舌に尽くしがた

い苦難を経験した沖縄においてサミット首脳会合が開催されるに当たり、我が国が戦争を絶対に取り止めるべきこと、大変意義深いことと存じます。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。
(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣森喜朗君。

(内閣総理大臣森喜朗君登壇)

○内閣総理大臣(森喜朗君) ただいま採決されました御決議について所信を申し上げます。

我が国は、過去の歴史に対する深い反省に立って、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念を戦後一貫して堅持してまいりました。

政府としては、御決議を重く受けとめ、二十世紀の国際社会が経験した二度にわたる世界大戦などの悲惨な経験を踏まえて、平和で安定した二十一世紀を建設すべく、積極的に努力をしてまいりたいと考えます。(拍手)

日程第一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長(報告を求めます。農林水産委員長松岡利勝君。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(松岡利勝君登壇)

○松岡利勝君 ただいま議題となりました食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、主務大臣は、基本方針に定める目標を達成するために取り組むべき措置等に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これに基づき食品関連事業者に対し必要な指導及

び助言を行うとともに、特に多量の食品廃棄物等
を発生させている者に対しては、勧告、公表及び
命令をすることが出来るものとしております。

第三に、食品循環資源を原材料とする肥料、飼
料等の製造業者についての登録制度を設けると
もに、食品関連事業者、農林漁業者等及び肥料、
飼料等の製造業者の三者が共同して再生利用事業
計画を作成し、認定を受ける仕組みを設けること
としております。

本案は、去る五月二十四日参議院から送付さ
れ、同日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十五日玉沢農林
水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、政府
に対する質疑を行いました。

質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は
全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと
議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会い
たします。

午後一時四十分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 森 喜朗君
農林水産大臣 玉沢徳一郎君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る二十六日、参議院議長から、国会におい
て承認することを議決した次の件を内閣に送付
した旨の通知書を受領した。

国際航空運送についてのある規則の統一に関す
る条約の締結について承認を求めるの件

千九百五十五年九月二十八日にヘーグで作成さ
れた議定書により改正された千九百二十九年十

月十二日にワルソーで署名された国際航空運送
についてのある規則の統一に関する条約を改正

するモントリオール第四議定書の締結について
承認を求めるの件

一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の
公布を奏上した旨の通知書を受領した。

信用金庫法の一部を改正する法律
砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振

興事業団法の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃
棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関す
る法律の一部を改正する法律

循環型社会形成推進基本法
一、去る二十六日、森内閣総理大臣から伊藤議長

あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第八九号
平成十二年五月二十六日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
私は、平成十二年五月二十九日(月)午前七時

羽田空港発、同午後八時同空港着の予定で、大
韓民国訪問のため出張しますので、御通知いた

します。

一、昨二十九日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一
部を改正する等の法律

浄化槽法の一部を改正する法律
電波法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)
一、去る二十六日、内閣から次の報告書及び文書

を受領した。

観光基本法第五条第一項の規定に基づく平成十
一年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五条第二項の規定に基づく平成十
二年度において講じようとする観光政策につい

ての文書

男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定
に基づく平成十一年度男女共同参画社会の形成
の状況に関する年次報告

男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定
に基づく平成十二年度において講じようとする

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に
ついての文書

(議席変更)
一、去る二十六日、衆議院規則第十四条ただし書

きにより、議長において議席を次のとおり変更
した。

三三三 御法川英文君
三三二 野田 聖子君

(理事補欠選任)
一、去る二十五日、議院運営委員長において、次

のとおり理事の補欠を指名した。

理事 吉田 公一君(理事吉田公一君去る二
十五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十五日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員
辞任 補欠

稲葉 大和君 林 幹雄君
河井 克行君 大石 秀政君

栗原 博久君 坂本 剛二君
園田 修光君 能勢 和子君

野呂田芳成君 萩野 浩基君

二田 孝治君	山本 公一君
矢上 雅義君	鴨下 一郎君
石橋 大吉君	岩國 哲人君
木幡 弘道君	石井 紘基君
佐藤謙一郎君	家西 悟君
漆原 良夫君	佐藤 茂樹君
長内 順一君	旭道山和泰君
大石 秀政君	河井 克行君
鴨下 一郎君	矢上 雅義君
坂本 剛二君	栗原 博久君
能勢 和子君	園田 修光君
萩野 浩基君	野呂田芳成君
林 幹雄君	稲葉 大和君
山本 公一君	二田 孝治君
家西 悟君	佐藤謙一郎君
石井 紘基君	木幡 弘道君
岩國 哲人君	石橋 大吉君
旭道山和泰君	長内 順一君
佐藤 茂樹君	漆原 良夫君
議長運営委員	
兼任	補欠
新藤 義孝君	萩野 浩基君
棚橋 泰文君	大石 秀政君
野田 聖子君	森 英介君
望月 義夫君	渡辺 博道君
島 聡君	家西 悟君
吉田 公一君	渋谷 修君
島山健治郎君	深田 肇君

大石 秀政君	棚橋 泰文君
萩野 浩基君	新藤 義孝君
森 英介君	野田 聖子君
渡辺 博道君	望月 義夫君
家西 悟君	島 聡君
渋谷 修君	吉田 公一君
深田 肇君	島山健治郎君

(憲法調査会委員兼任及び補欠選任)
一、去る二十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法調査会委員
兼任 補欠
島 聡君 岩國 哲人君
志位 和夫君 春名 真章君
岩國 哲人君 島 聡君
春名 真章君 志位 和夫君
(議案受領)
一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
(議案送付)
一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案

(議案通知書受領)
一、去る二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
信用金庫法の一部を改正する法律案
一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
国際航空運送についての規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件
千九百五十五年九月二十八日にヘーグで作成された議定書により改正された千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についての規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第四議定書の締結について承認を求めるの件
一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案
循環型社会形成推進基本法
一、昨二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
浄化槽法の一部を改正する法律案
一、昨二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案
電波法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「少年審判への検察官関与」と少年えん罪に関する質問主意書(保坂展人君提出)
国際人権(自由権)規約に定める死刑囚の裁判を受ける権利に関する質問主意書(保坂展人君提出)
一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
広島大学歯学部第一口腔外科教授選および関連諸問題に関する質問主意書(保坂展人君提出)
一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
徳山ダムによる発電に関する質問主意書(石井紘基君提出)
(答弁書受領)
一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員岩國哲人君提出女性公務員の地位調査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員土井たか子君提出森内閣総理大臣のいわゆる「神の国」発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出「神の国」発言と森内閣に関する質問に対する答弁書

平成十二年四月二十五日提出

質問 第二二二号

女性公務員の地位調査に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

女性公務員の地位調査に関する質問主意書
改正男女雇用均等法施行後の昨年六月二日、行政改革に関する特別委員会において、野中国務大臣は、「男女共同参画二〇〇〇年プランにおきまして、女性の公務員の採用の問題、登用の問題、職域拡大及び能力開発の問題が盛られておる」として、「この観点から、採用、昇進等の状況を定期的に調査をし」これをみずから公表し、改善をしていかななくてはならない」と答弁している。

そこで、次の事項について質問する。

一 野中国務大臣が述べられているように、女性公務員の採用、昇進等の状況を調査されているのか。

二 これを公表しないのはなぜか。
右質問する。

内閣衆質一四七第二号

平成十二年五月二十六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員岩國哲人君提出女性公務員の地位調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出女性公務員の地位調査に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「男女共同参画二〇〇〇年プラン」男女共同参画社会の形成の促進に関する平成十二年(西暦二〇〇〇年)度までの国内行動計画(平成八年十二月十三日男女共同参画推進本部決定)では、女性国家公務員及び女性地方公務員の採用、登用等の促進に関する項目が掲げられている。

女性国家公務員については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成十一年四月二十七日中央省庁等改革推進本部決定)に盛り込まれた「国家公務員制度改革」において、「男女共同参画の推進に向け、環境整備に取り組むとともに、女性の登用の促進を図る」ことを含めた弾力的な人事運用を推進し、その推進状況についてフォローアップを行うこととされている。これを踏まえ、現在、総務庁においては、所要の調査を行っており、その結果がまとまり次第公表することとしている。

人事院においては、一般職の国家公務員の任用行政の基礎資料とするため、女性国家公務員の採用、登用等の状況を含め国家公務員の任用

状況について、毎年調査を行い、その結果を年次報告書に記載するなどにより公表している。なお、特に、本年四月には、行政職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける職員に係る省庁別及び職務の級別の女性国家公務員の在職状況について集計を行い、その結果を参議院共生社会に関する調査会に資料として提出したところである。また、国家公務員における女性の採用・登用の拡大等について、意欲ある女性を国家公務員に誘致するための女子学生を対象とした特別の募集活動を実施し、また、各省庁に対して採用試験合格者からの女性の積極的な採用の要請や、幅広い職務経験の付与、研修参加等を通じた女性職員の育成の推進の働きかけをするなど、積極的な取組を行っているところである。

女性地方公務員については、自治省において、毎年実施している「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」及び「地方公共団体定員管理調査」により、都道府県、政令指定都市及び市区町村の競争試験における受験者数・合格者数及び管理職等への登用状況について調査し、その結果を公表している。また、指定統計調査として五年に一回実施している「地方公務員給与実態調査」において、職種別の女性地方公務員の職員数について調査し、その結果を公表している。さらに、地方公共団体における女性公務員の登用促進等を促すため、こうした定期的な

調査以外にも、その採用、登用等の状況について、適宜必要な調査を行い、公表することとしている。

平成十二年五月十八日提出

質問 第二一九号

森内閣総理大臣のいわゆる「神の国」発言に関する質問主意書

提出者 土井たか子

森内閣総理大臣のいわゆる「神の国」発言に関する質問主意書

一 日本国憲法に「政教分離」が明定されている。神道政治連盟国会議員懇談会に総理大臣が顧問として参加することは憲法違反ではないか。そうでないとするならばその理由を明示せよ。

二 日本は「神の国」か。「日本は天皇を中心とする神の国」という総理の発言と国民主権制との整合性を明らかにされたい。

三 いわゆる「皇國史観」に対する総理の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一四七第二九号

平成十二年五月二十六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員土井たか子君提出森内閣総理大臣の
いわゆる「神の国」発言に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土井たか子君提出森内閣総理大
臣のいわゆる「神の国」発言に関する質問に
対する答弁書

一について

日本国憲法第二十条第三項は、「国及びその
機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動も
してはならない。」と定めているが、森内閣総理
大臣の神道政治連盟国会議員懇談会への顧問と
しての参加は、内閣総理大臣としての資格にお
けるものではなく、あくまで一人の政治家、私
人の立場におけるものであり、国の機関として
の活動ではないから、右規定との関係で問題と
なることはなく、政教分離の原則に違反するも
のではない。

二について

御指摘の平成十二年五月十五日の神道政治連
盟国会議員懇談会における森内閣総理大臣の発
言は、同内閣総理大臣が同月十七日の参議院本
会議において答弁しているのとおり、同懇談会の
活動の経緯を紹介する趣旨のものであって、
当該発言中の天皇中心という表現については、
日本国憲法の下において、天皇は、日本国の象
徴であり日本国民統合の象徴であるとの趣旨で
述べたものであり、国民主権の原理に反するも
のではなく、また、「神の国」という表現につい
ては、特定の宗教について述べたものではな

く、地域社会においてはその土地土地の山や川
や海などの自然の中に人間を超えるものを見る
という考え方があったとの趣旨で述べたもので
ある。

したがって、御指摘の同内閣総理大臣の発言
の内容は、憲法の定める国民主権の原理と矛盾
するものではない。

三について

御質問は、森内閣総理大臣個人の歴史観に関
するものであり、政府としてお答えする立場に
ない。

なお、天皇の憲法上の地位については、戦前
においては天皇は神と結び付けられ、統治権を
総攬する地位にあったが、戦後はこれが否定さ
れ、日本国憲法第一条により、天皇は、日本国
の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、こ
の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づ
くとされているところである。

平成十二年五月十九日提出
質 問 第 三 一 号

「神の国」発言と森内閣に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

「神の国」発言と森内閣に関する質問主意書
森総理のいわゆる「神の国」発言以降、神道政治
連盟国会議員懇談会に総理ならびに閣僚が加入し
ていることと、政教分離を定めた憲法二十条との
整合性が議論されている。以下の点、緊急に質問
する。

一 森総理は神道政治連盟国会議員懇談会(以下
同会)の顧問を辞したのか。その理由は何か。

二 森内閣の閣僚のうち白井法務大臣、中曽根文
部大臣、玉澤農林水産大臣、保利自治大臣・国
家公安委員長は同会幹事を辞さないのか。その
理由は何か。

三 森総理は「天皇を中心とする神の国」発言を陳
謝したとされているが、誰に対してなされたの
か。

四 「天皇を中心とする神の国」発言に誤解が生じ
る部分はあるか。あるとすれば、どのような誤
解か。

五 この発言は、森総理の三十年來の政治信条を
述べたものであり、失言というよりは率直な心
情吐露ではなかったのか。

六 五月十五日、同会での総理の発言内容に反省
すべき点があるのか。あれば具体的に挙げられ
たい。ないのであれば、なぜ陳謝をしたのか。

七 陳謝をしたのであれば、発言を訂正ないし、
撤回するのが当然であるが、「陳謝をするが撤
回せず」とは、どのような立場なのか判然とし
ない。なぜ訂正も撤回もしないのか。

八 戦前の国家神道をめぐる歴史的教訓は何か。

九 戦前、国家権力による創価学会(創価教育学
会)に対する宗教弾圧の経緯を明らかにされた
い。

十 総理の語る教育勅語の「悪いところ」と「良
いところ」はそれぞれどのような部分を指すの
か。

十一 「鎮守の杜やお宮さんを中心とした地域社
会に根差す教育改革」とは何か。
右質問する。

内閣衆質一四七第三一号
平成十二年五月二十六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出「神の国」発言と森内
閣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出「神の国」発言と
森内閣に関する質問に対する答弁書
一及び二について

森内閣総理大臣は、神道政治連盟国会議員懇
談会(以下「懇談会」という。)の顧問を辞任する
とともに懇談会から退会した。これについて
は、懇談会結成三十周年記念祝賀会における発
言が誤解を招いたことを踏まえ、一つのけじ
めとして、森内閣総理大臣が自主的に判断した
ものである。

國務大臣の地位にある他の者が懇談会におけ
る役職を辞するか否かについては、各人が自主
的に判断することである。

三から七までについて

森内閣総理大臣は、懇談会結成三十周年記念
祝賀会での発言中に、発言の真意が伝わらず誤
解を招く表現があったので、発言を直接、間接

に聞いた人々その他の国民に対して、素直にお
わびした。

森内閣総理大臣が平成十二年五月十七日の参
議院本会議において答弁しているところ、この
発言は、懇談会の活動の経緯を紹介する趣旨で
のものであって、当該発言中の天皇中心という
表現については、日本国憲法の下において、天
皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴
であるとの趣旨で述べたものであり、国民主権
の原理に反するものではなく、また、「神の国」
という表現については、特定の宗教について述
べたものではなく、地域社会においてはその土
地土地の山や川や海などの自然の中に人間を超
えるものを見るという考えがあったとの趣旨で
述べたものである。

したがって、御指摘の森内閣総理大臣の発言
の内容は、憲法の定める国民主権の原理と矛盾
するものではない。

八について

大日本帝国憲法第二十八条では、「日本臣民
ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサ
ル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定されてお
り、また、御質問の「国家神道」は神社神道を指
すものと考え、これは非宗教的な国家的祭
祀であると考えられていた。

日本国憲法第二十条第一項前段では、「信教
の自由は、何人に対してもこれを保障する。」と
規定され、信教の自由は日本国憲法の基本的原
則の一つとされている。なお、政府としては、

神社神道も宗教であると解してきている。
九について

詳細は定かではないが、昭和十八年に「創価
教育学会」の関係者十一名が旧治安維持法(昭和
十六年法律第五十四号)違反等の容疑で検挙さ
れたことがあったものと承知している。

十について

教育に関する勅語は、およそ半世紀にわた
て我が国の教育の基本理念とされてきたが、戦
後の諸改革が行われた際、昭和二十三年、衆議
院において排除の決議、参議院において失効確
認の決議が行われた。したがって、これを復活
することはもとより考えていない。ただし、そ
の中には「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」な
ど普遍的な人倫の基本を示しているものもある
と考える。

十一について

懇談会における今般の発言は、特定の宗教に
ついて述べたものではなく、地域社会の重要性
について述べたものである。

目指すべき教育改革の方向性としては、人間
としての全人教育が大切であり、家庭、学校、
地域社会が一九となつて取り組んでいくことが
必要であると考え。

(答弁通知書要領)

一、去る二十六日、内閣から、衆議院議員山本孝
史君提出基礎年金の国庫負担率引上げに関する
質問に対して、質問事項について検討する必要
があり、これに日時を要するため、平成十二年

五月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十
五条第二項後段の規定による通知書を受領し
た。

戦争決別宣言決議案

右の議案を提出する。

平成十二年五月三十日

提出者

池田 行彦

中西 啓介

東 順治

賛成者

藤井 孝男外十九名

草川 昭三

亀井 静香

中川 秀直

戦争決別宣言決議

二十世紀を顧みると、人類は二度の大戦はじめ
多くの戦争により言語に絶する惨禍を被り、冷戦
終結後十年を経た今日にあっては、統廃する武力衝
突や核、ミサイル等の大量破壊兵器の開発、拡散
が憂慮されている。

今、二十一世紀を迎えるに当たり、日本はじめ
各国は、過去の戦争の傷跡や新たな武力の脅威に
対し、人類の最大の願いである国際平和の実現へ
の決意を新たにし、戦争の惨害から将来の世代を
救わねばならない。

「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」
を踏まえ、唯一の被爆体験を持つわが国は、日本
国憲法に掲げる恒久平和の理念の下、歴史の教訓

に学び、国際平和への貢献に最大限努力すると
もに、九州・沖縄サミットを契機に、日本はじめ
各国が国家間の対立や紛争を平和的な手段によ
って解決し、戦争を絶対に引き起こさないよう誓
い合うことについて、世界に向け強く訴えるもの
である。

右決議する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法
律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年五月二十四日

衆議院議長 伊藤 一郎殿
参議院議長 斎藤 十朗

食品循環資源の再生利用等の促進に関する

法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条・第六條)

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施
(第七條 第九條)

第四章 登録再生利用事業者(第十条・第十七
條)

第五章 再生利用事業計画(第十八條・第十九
條)

第六章 雑則(第二十條・第二十五條)

第七章 罰則(第二十六條・第二十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品のうち兼事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「食品廃棄物」とは、次に掲げる物品をいう。

一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。

二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

6 この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量(以下「食品循環資源の再生利用等」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量

に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、食品循環資源に関する情報の収集、整理及び活用、食品循環資源の再生利用等の促進に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

の他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならない。

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

第八条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、食品循環資源の再生利用等について必要な指導及び助言をすることが出来る。

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものの食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品関連事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品関連事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することが出来る。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品関連事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、当該食品関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来る。

第四章 登録再生利用事業者

(登録)

第十条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品(以下「特定肥飼料等」という。)の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることが出来る。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生利用事業(特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。)の内容

三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業

を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることが出来ない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 第一項の登録を受けた者(以下「登録再生利用事業者」という。)は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき(第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十一条 前条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。

(名称の使用制限)

第十二条 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(標識の掲示)

第十三条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(料金)

第十四条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不適当であり、特に必要があると認めるときは、登録再生利用事業者に対し、その変更を指示することが出来る。

3 登録再生利用事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の料金を公示しなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第十五条 登録再生利用事業者は、再生利用事業

の実施に關し、特定の者に対し不当に差別的取扱ひをしてはならない。

(登録の取消し)

第十六条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

二 第十条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十四条第二項の規定による指示に違反したとき。

四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。

2 第十条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

(主務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、登録再生利用事業者の登録に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 再生利用事業計画

(再生利用事業計画の認定)

第十八条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等(農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。)又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再

生利用事業の実施及び当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用に關する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生利用事業の内容及び実施期間

三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の農林漁業者等による利用に關する事項

四 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

五 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

六 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

七 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。

二 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、

再生利用事業を確実に実施することができるものと認められること。

三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確實であること。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第二項第四号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(計画の変更等)

第十九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る再生利用事業計画を変更しようとするときは、共同して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生利用事業を実施しておらず、又は当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第六章 雑則

(廃棄物処理法の特例)

第二十条 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。))第七

条第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあっては、特別区。次項において同じ。)の区域から第十条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬(一般廃棄物(廃棄物処理法第二條第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ。)の運搬に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を業として行うことができる。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物処理法第七條第一項の規定にかかわらず、認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十八條第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあつては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者)の委託を受けて、廃棄物処理法第七條第一項の運搬の許可を受けた市町村の区域から認定計画に係る第十八條第二項第四号の事業場への食品循環資源の運搬を業として行うことができる。

3 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七條第四項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業(一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同

理及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。))第七

じ。若しくは同条第四項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第八項の規定は、適用しない。

(肥料取締法の特例)

第二十一条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしなければならないものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて特殊肥料(同法第二条第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ。)の生産又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行っている場合において、肥料取締法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしているもの(前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。)が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしているもの(前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。)が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてゐる場合(次項に規定する場合を除く。)において、肥料取締法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出があつたものとみなす。

(飼料安全法の特例)

第二十一条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。)第十八條第一項又は第二項の届出をしなければならないものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて飼料安全法第二条第二項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出をしているもの(前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。)が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて飼料安全法第十八條第四項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてゐる場合(次項に規定する場合を除く。)において、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてゐる場合(次項に規定する場合を除く。)において、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出をしなければならない事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に

関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による基本方針の改定及び同条第四項の規定による公表に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による

平成十二年五月三十日 衆議院会議録第三十八号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案及び同報告書

当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項に規定する報告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する認定、同条第四項(第十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十九条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 第十条第一項に規定する登録、同条第二項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理、第十条第五項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第十条第六項(第十一条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十四条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十六条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥料飼料等の製造の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第六項の主務省令については、農林水産大臣及び環境大臣の発する命令

二 第七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項第七号の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令

三 第十条第二項並びに第三項第一号及び第二号(これらの規定を第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条、第十四条第三項並びに第十七条の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥料飼料等の製造の事業を所管する大臣の発する命令

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第二十六条 第九条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第五項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定に違反した者

三 第十三条の規定による標識を掲示しなかつた者

四 第十四条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

五 第二十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第四条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)」を、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)」に改める。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、食品循環資源の再生利用の促進の基本的方向、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標、食品循環資源の再生利用等の促進のための措置等について、基本方針を定めること。

3 主務大臣は、基本方針に定める目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これに基づき食品関連事業者に対し必要な指導及び助言を行うとともに、特に多量の食品廃棄物等を生産させている者に対しては、勧告、公表及び命令をすることができること。

4 食品循環資源の再生利用を促進するため、これを原材料とする肥料、飼料等の製造を業として行う者は、登録再生利用事業者として主務大臣の登録を受けることができること。

5 食品関連事業者、農林漁業者等及び肥料、飼料等の製造業者の連携を促進するため、三者が共同して再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができること。

6 4の登録再生利用事業者又は5の再生利用事業計画の認定を受けた事業者が行う再生利用事業の円滑な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例措置を講ずること。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、食品循環資源の再生利用等を促進するための措置等として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年五月二十五日

農林水産委員長 松岡 利勝

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する

法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、食品循環資源の有効な利用の確保及び食品廃棄物の排出の抑制に万全を期すべきである。

記

一 食品循環資源の再生利用等の促進については、食品産業の健全な発展のみならず農業の自然循環機能の維持増進を図る観点から、関係省庁間の連携を密にしつつ、国はもとより、地方公共団体、事業者、消費者がその責務を果たすことができるよう十全を期すとともに、これら相互の共同した取組を助長すること。その際、一般家庭の生ゴミの再生利用等の促進についても配慮すること。

二 食品関連事業者の判断の基準となるべき事項

については、食品関連事業者の実態を十分把握し、食品循環資源を原材料とする肥料等(以下「特定肥料等」という。)の安全性、成分の一定性、供給量の安定性等が確保されるよう、適正に定めるとともに、再生利用等の適確な実施を確保するための適切な指導・助言を行うこと。

また、勧告・命令等の対象となる食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に係る要件については、業態ごとの実情のほか、再生利用等に係る処理能力や特定肥料等の販路確保の確実性等を参酌し、適正に定めること。

三 登録再生利用事業者制度の運用に当たっては、特定肥料等の製造業者の育成確保が図られるよう、十分配慮すること。

四 再生利用事業計画の認定制度の運用に当たっては、食品関連事業者、農林漁業者等及び肥料等の製造業者の連携の円滑化が確保されるよう、十分配慮すること。その際、特定肥料等を利用して生産された農林水産物を食品関連事業者へ提供する取組を助長するよう努めること。

五 食品循環資源の再生利用等の促進に資するよう、関連施設の整備等に対する支援を一層充実強化するとともに、必要な税制上の特別措置及び資金の確保、情報の収集・提供に努めるほか、教育活動、広報活動を通じ国民の理解と協力を得ていくための体制整備を図ること。

また、特定肥料等の品質の向上及びコストの低減が図れるよう試験研究を充実強化すること。

右決議する。

衆議院会議録第三十号中正誤

ベシ 段行 誤 正

ハ 三 三 記録しておく

同 第三十二号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 三 調整品 調整品

三 三 分割計算書 分割計画書

三 三 社会分割 社会分割

三 三 協議すべき 協議をすべき

三 三 運用資金 運用資金

三 三 配慮 配慮

三 三 限に 現に

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 本号一部 一〇円 一五円